

# 建設業者監督処分簿

## 1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社新都メンテナンス	代表者氏名	秋山 仁男
主たる営業所の所在地	高知市新田町 15-28		
許可番号	高知県知事許可 (般-3) 第 9945 号	許可を受けている建設業の種類	土、と、石、鋼、舗、し、塗、水、 解

## 2 処分に関する事項

処分年月日	令和 8 年 5 月 22 日	処分を行った者	高知県知事
根拠法令	建設業法第 28 条第 1 項 (同条第 1 項第 3 号該当)		
処分の内容	<p>建設業法第 28 条第 1 項に基づく営業の停止</p> <p>1 停止を命ずる営業の範囲</p> <p>(1) とび・土工工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの</p> <p>(注 1) 「とび・土工工事業に関する営業」とは、注文中からとび・土工工事を請け負う営業をいう。</p> <p>(注 2) 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法 (昭和 40 年法律第 34 号) 別表第 1 に掲げる公共法人 (地方公共団体を除く。) 若しくは建設業法施行規則 (昭和 24 年建設省令第 14 号) 第 18 条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 (平成 11 年法律第 117 号) 第 2 条第 2 項に規定する特定事業に係る建設工事の建設工事をいう。</p> <p>2 期間</p> <p>令和 8 年 6 月 5 日から 6 月 7 日までの 3 日間</p>		
処分の原因となった事実	工事関係者事故		
	<p>株式会社新都メンテナンス及び同社工務課長は、令和 5 年度初月分区汚水管渠築造工事の施工中、令和 5 年 11 月 22 日に下水管を敷設する作業中に生じた地山の崩壊により、作業員が脳挫傷により死亡した事故について、掘削業務における作業方法から生ずる危険防止措置 (土止め支保工等) を講じていなかったことにより、高知簡易裁判所から略式命令を受け、令和 8 年 2 月 7 日に労働安全衛生法違反及び業務上過失致死の罪により、罰金 20 万円 (法人) 及び罰金 50 万円 (個人) の刑が確定している。</p> <p>このことは、建設業法第 28 条第 1 項第 3 号に該当する。</p>		
その他参考となる事項	-		